

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

平成31年1月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

○人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等において、安心して住み続けられる地域を守るため、生活サービス機能を確保する小さな拠点づくりとともに、地域住民が主体となった地域運営組織の取組を推進



日用品等の販売



ガソリンスタンドの運営



産直市場の運営



地域の足の確保
(公共交通)



買い物代行・宅配
・見守りサービス



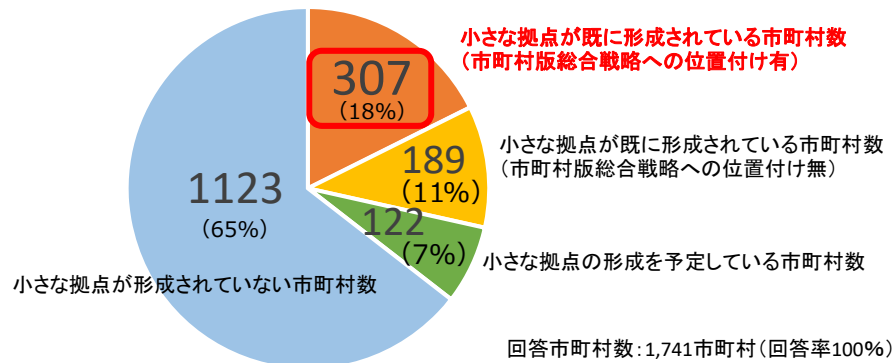
カフェ・サロンの運営

➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

小さな拠点づくりに関する実態

- 回答のあった市町村のうち、約28%にあたる496市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は307市町村(約18%)あり、**全国で1,069箇所**(平成29年5月末時点:908箇所)の小さな拠点が形成
- 1,069箇所のうち、84%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

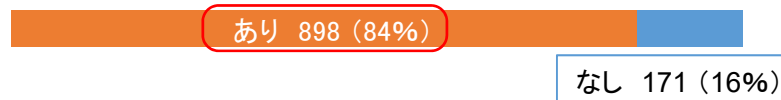
小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所について集計)

地域運営組織の有無



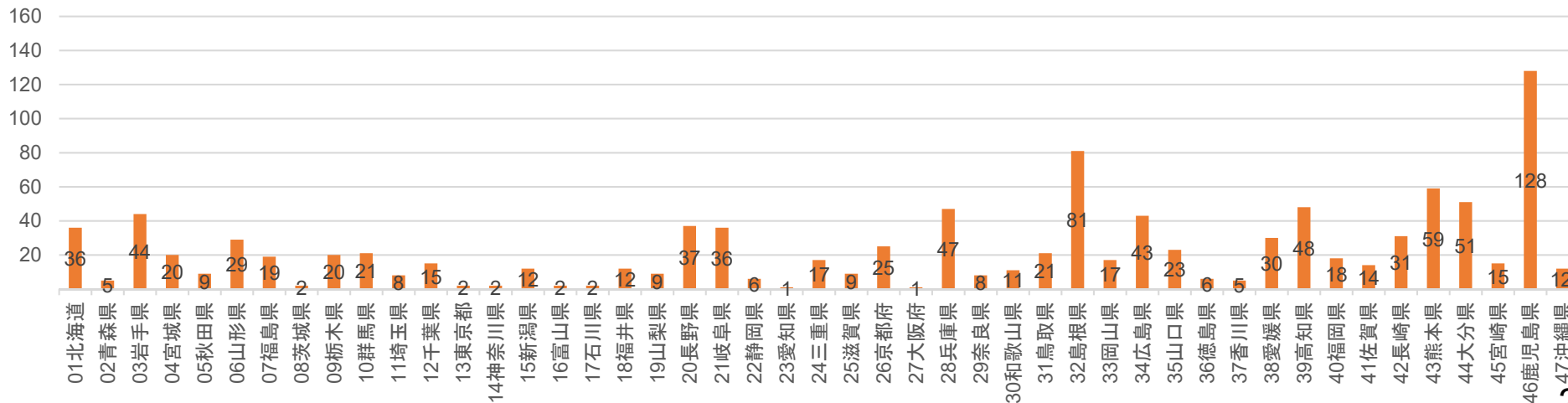
小さな拠点1,069箇所に関する各種データ

- 小さな拠点1箇所あたりの集落生活圏人口^{※1}は約2,700人
- 集落生活圏に存在する集落は全国で合計16,580集落。小さな拠点1箇所あたり約16集落
- 日本の全人口^{※2}の約2.3%が、集落生活圏で暮らしている

※1 小さな拠点を利用して生活している人の数
 ※2 平成27年国勢調査を参照

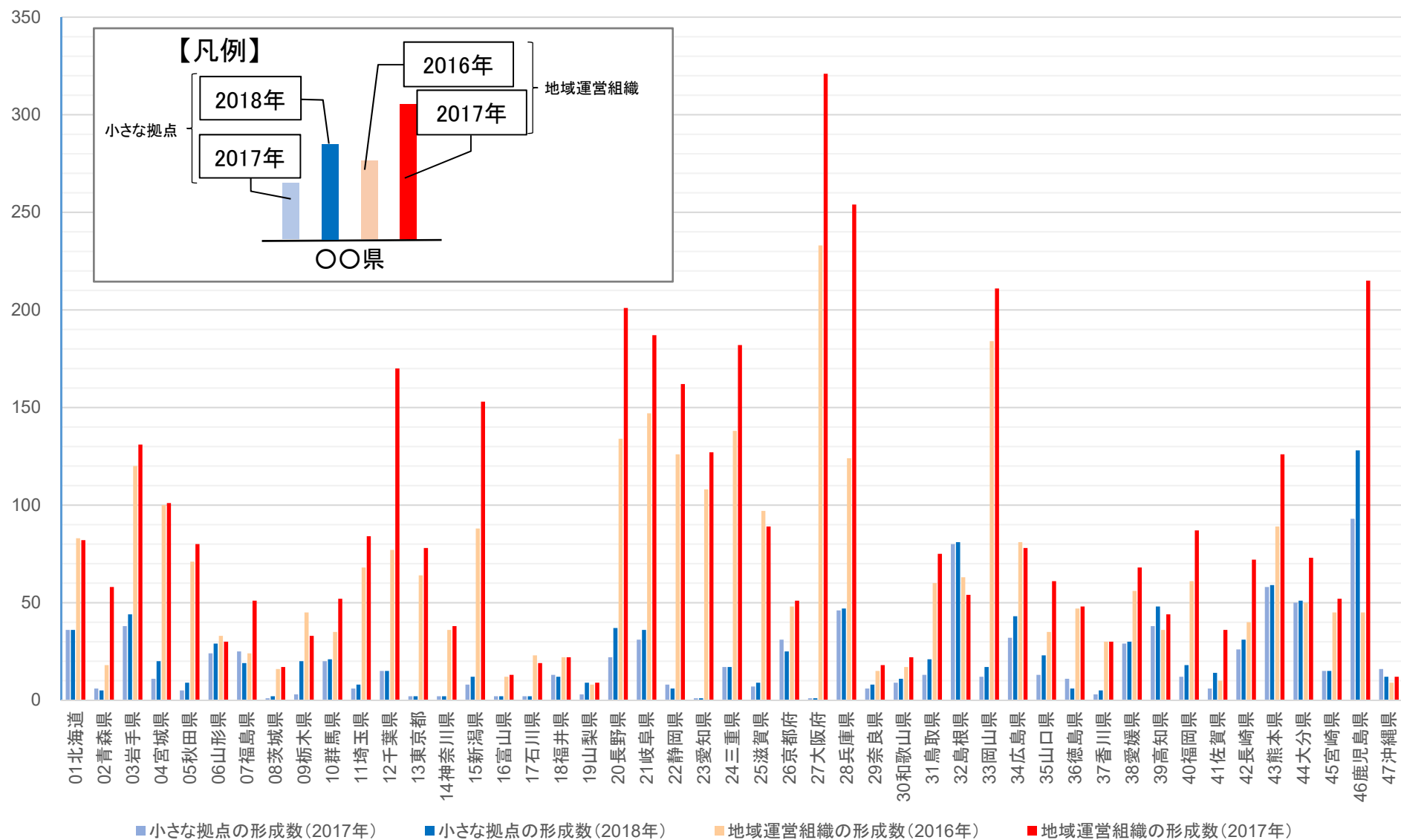
都道府県別の小さな拠点の形成状況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所の内訳)



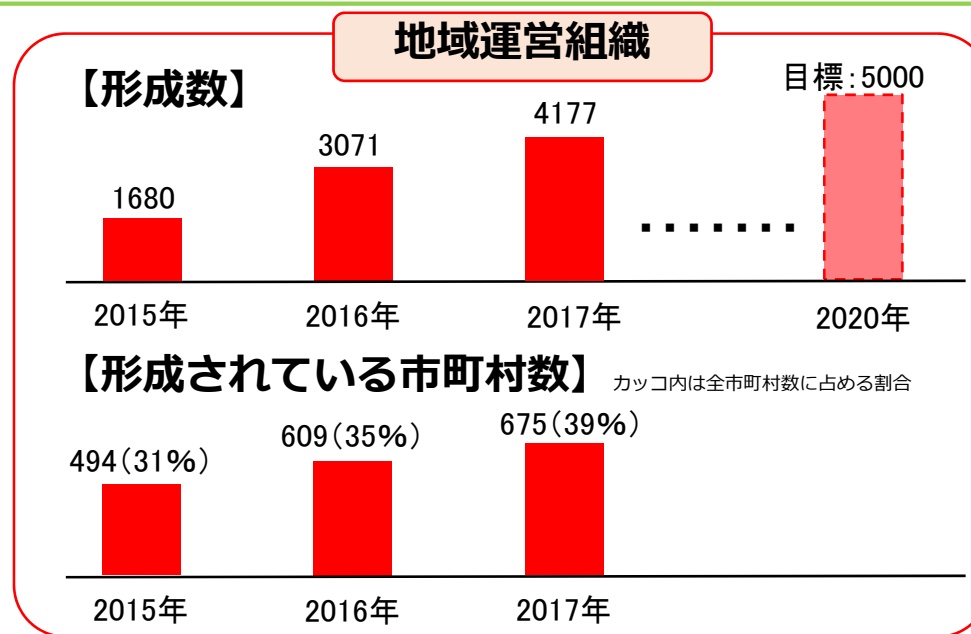
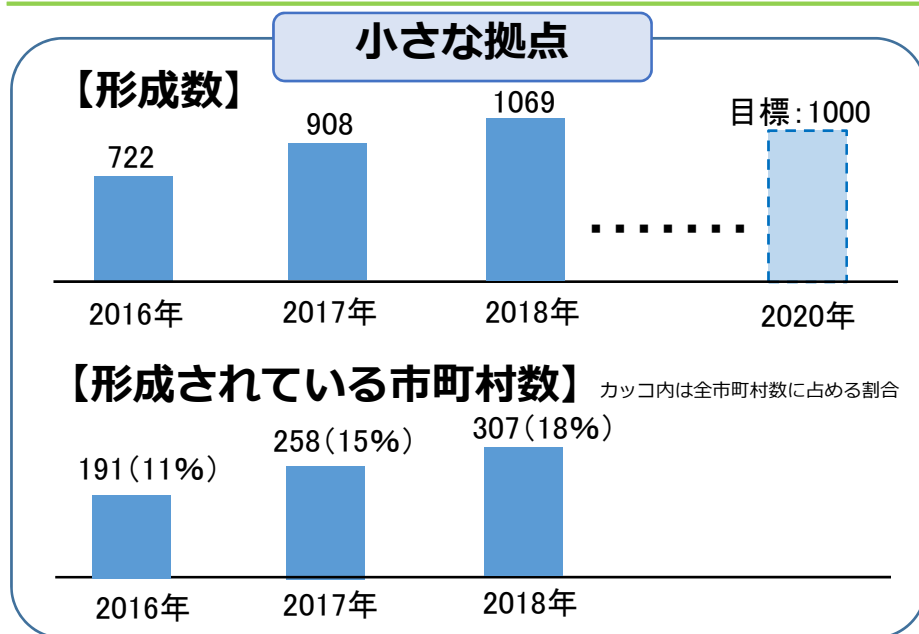
出典: 内閣府「平成30年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(平成30年9月)http://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/h30/index.html

都道府県別 小さな拠点・地域運営組織の形成数



出典：平成30年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成30年9月 内閣府地方創生推進事務局）、平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局）、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（平成30年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書（平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）を基に内閣官房作成

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	219 (過疎関係市町村の27%)	88 (非過疎市町村の10%)	307 (全市町村の18%)
	形成数	845	224	1,069
地域運営組織	市町村数	336 (過疎関係市町村の41%)	339 (非過疎市町村の37%)	675 (全市町村の39%)
	形成数	2,071	2,106	4,177

※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 平成30年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成30年9月 内閣府地方創生推進事務局)、平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成30年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省4HP)を基に内閣官房作成

現在形成されている小さな拠点における各調査項目の結果

対象範囲

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①中学校区より広い	25	(2%)	28	(4%)	25 28
②中学校区	131	(12%)	159	(24%)	131 159
③旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	22	(2%)	13	(2%)	22 13
④小学校区	363	(34%)	221	(34%)	363 221
⑤旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	270	(25%)	81	(12%)	270 81
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	133	(12%)	120	(18%)	133 120
⑦中学校区(上記②)及び小学校区(上記④)と概ね一致	20	(2%)	5	(1%)	20 5
⑧その他	105	(10%)	27	(4%)	105 27
合計	1,069	(100%)	654	(100%)	

地域再生計画において位置付けた特例措置

※ 地域再生計画への位置付けありの内訳

	総合戦略あり		
①地方創生交付金の活用	190	(90%)	190
②地域再生土地利用計画の策定	0	(0%)	
③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用	0	(0%)	
④小さな拠点税制の活用	2	(1%)	2
⑤その他	18	(9%)	18
合計	210	(100%)	

小さな拠点にある主な施設

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	107	(10%)	74	(11%)	107 74
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	429	(40%)	359	(55%)	429 359
c 公民館(分館も含む)	633	(59%)	408	(62%)	633 408
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	686	(64%)	374	(57%)	686 374
e 郵便局(簡易郵便局含む)	887	(83%)	543	(83%)	887 543
f 農協	474	(44%)	374	(57%)	474 374
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	294	(28%)	186	(28%)	294 186
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	686	(64%)	459	(70%)	686 459
l 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	668	(62%)	429	(66%)	668 429
j 小学校	688	(64%)	456	(70%)	688 456
k 中学校	397	(37%)	316	(48%)	397 316
l 高等学校	116	(11%)	76	(12%)	116 76
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	781	(73%)	453	(69%)	781 453
n 医療施設(病院、診療所等)	604	(57%)	435	(67%)	604 435
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	582	(54%)	382	(58%)	582 382
p ガソリンスタンド	611	(57%)	422	(65%)	611 422
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	868	(81%)	540	(83%)	868 540
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	776	(73%)	468	(72%)	776 468
s 道の駅	133	(12%)	93	(14%)	133 93
t 物産・観光施設(道の駅以外)	426	(40%)	257	(39%)	426 257
u 宿泊施設	469	(44%)	320	(49%)	469 320
v 鉄道駅	225	(21%)	156	(24%)	225 156
w バス停留所	968	(91%)	568	(87%)	968 568
x その他	74	(7%)	49	(7%)	74 49

地域運営組織の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり(複数)	31	(3%)	29	(4%)	31 29
②あり(単独)	867	(81%)	349	(53%)	867 349
③なし	171	(16%)	276	(42%)	171 276
合 計	1,069	(100%)	654	(100%)	

地域運営組織の主な法人格

※ 2. (5)－⑨ 地域運営組織の有無 「①あり(複数)」、「②あり(単独)」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①法人格のない任意団体	853	(85%)	367	(88%)	853 367
②NPO法人(認定NPO除く)	31	(3%)	25	(6%)	31 25
③認定NPO法人	4	(0%)	2	(0%)	4 2
④一般社団法人	16	(2%)	2	(0%)	16 2
⑤公益社団法人	0	(0%)	0	(0%)	0
⑥認可地縁団体(地方自治法に基づく)	80	(8%)	14	(3%)	80 14
⑦社会福祉法人	5	(0%)	0	(0%)	5
⑧株式会社	15	(1%)	1	(0%)	15 1
⑨合同会社	1	(0%)	0	(0%)	1
⑩その他の法人格	2	(0%)	7	(2%)	2 7
合 計	1,007	(100%)	418	(100%)	

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持
住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2018年度 1,069箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2017年度 4,177団体) の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H31年度予算案)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.16億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の起業支援等に係る費用を特別交付税の対象に追加

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農振農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

2020年
3月まで!

地域のしごとづくり

- ✓ 名産品の開発
- ✓ 農産加工品の販売
- ✓ 道の駅や観光施設の運営
- ✓ 農作業支援 など

地域住民の生活サービス

- ✓ 商店・ガソリンスタンドの運営
- ✓ 公共公益施設の管理運営
- ✓ 買い物支援・弁当の宅配
- ✓ 高齢者見守り支援・訪問看護 など



- ▶ 地方公共団体の計画（地域再生計画）の下、株式会社が事業を実施※1
- ▶ 事業資金確保のため、株式会社が出資を受けた（株式を発行した）際に、出資者（個人）に対して税制上の優遇措置※2

出資額に応じて
所得税が減額

※1:地域再生計画は内閣総理大臣の認定を受けている必要があります。

※2:一定の要件を満たした企業の新規発行株式を個人が払込みにより取得した場合が対象です。（発行済み株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。）

〔所得税の優遇措置〕

**〔対象企業への出資額－2000円〕
を、その年の総所得金額から控除**

※控除対象となる出資額の上限は、総所得×40%と1000万円のいずれか低い方

確定申告においては、所得控除の寄附金控除のうち「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の措置となります。

例えば…

※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定

◆収入300万円の個人が**5万円**出資
⇒ 所得税：**約 2,400 円の減額**
（（5万円－2000円）×所得税率5%＝2,400円）

◆収入1000万円の個人が**30万円**出資
⇒ 所得税：**約 6 万円の減額**
（（30万円－2000円）×所得税率20%＝59,600円）



出資



個人出資者

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- 平成30年3月に600万円の増資を行い、その際に出資をした村民等(205人)に、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

期待される効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

青森県むつ市の取組事例（脇野沢温泉を核とした小さな拠点の形成）

- 地域住民に親しまれてきた遊休公共施設（旧脇野沢温泉）を活用して、住民が足を運びやすく、交流しやすい地域運営組織の活動拠点の機能も有した稼げる施設として「コミュニティセンター脇野沢温泉」を整備。
- ワークショップ参加者を中心とした地域運営組織「わきのさわ温泉湯好会」が設立され、地域の力で地域を元気にする機運が高められている。平成30年12月現在、地域運営組織「わきのさわ温泉湯好会（正会員数26名）」が、施設の清掃のほか、総菜やパン等の販売、コミュニティスペースを活用した様々な体験教室を実施している。

《コミュニティセンター脇野沢温泉の外観》



《ワークショップの様子》



《コミュニティスペース》



《子供たちの風呂絵の浴室》



《インターンシップ生との交流》



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 46,100千円)

- 施設整備が先行するのではなく、地域住民がコミュニティセンター改修に携わることを契機に、地域の将来を考え、住み慣れた地域で暮らし続けるため、自らが地域を支える活動を行うようになることを目的として拠点施設を整備。

地域住民の当事者意識の醸成

- 住民参加のワークショップを約1年間で16回開催し、内観（間取り）の設計から運営まで全てを話し合い、その過程で地域住民の当事者意識を醸成。
- 県事業のインターンシップで、計11名の大学生・大学院生が7日間滞在し、「よそ者・若者目線」から運営に活かせるアイデアを発表。
- ワークショップの中から出たアイデアを導入するとともに、地域住民や観光客が集い・憩い・交流する様々な活動拠点としてのコミュニティスペースを設置。

期待される効果

- 地域住民が自らの活動により、しごと・収入を確保するサイクルを創り出し、住み慣れた地域で稼ぎ、暮らし続けるための小さな拠点づくりを推進

小さな拠点・地域運営組織の形成に関するブロック別研修会

全国6ブロックで、中間支援者等を講師に招き研修会を開催

開催地：旭川市（北海道）、盛岡市（東北・関東）、富山市（北陸・中部）

高知市（中国・四国）、神戸市（近畿）、鹿児島市（九州・沖縄）



全国フォーラム（小さな拠点・地域運営組織フォーラム）

【主催】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局
 【共催】総務省／農林水産省／国土交通省

平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校



人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者（自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等）の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

平成30年度

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム

開催地：AP浜松町 地下1階

開催時期：平成31年1月29日（火）

13:00～17:00

申込期限：平成31年1月16日（水）まで

平成29年度

平成30年1月16日、港区生涯学習センター（ばるーん）（旧港区立桜田小学校）において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。



■ 全国フォーラム 開催概要

対象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です

開催地：AP 浜松町 地下1階

開催時期：平成31年1月29日（火） 13:00～17:00（受付 12:30～）

定員：300名程度（先着順）

参加費：無料

参加
無料

■ プログラム

時間	内容
13:00～14:20	◆第一部 全体セッション 主催者挨拶 基調講演 「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を変えよう～」 前高知県橋原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク 「つまずきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩（移動）
14:35～16:15	◆第二部 分科会 ※分科会は各部屋に分かれておこないます（詳細は裏面参照）
16:15～16:25	休憩（移動）
16:25～17:00	◆第三部 総括セッション 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【31予算(案) 1,000億円】	内閣府	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する(ソフト事業メイン)。
地方創生拠点整備交付金 【30補正予算(案) 600億円】	内閣府	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。平成31年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【31予算(案) 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【31予算(案) 1.16億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【31予算(案) 98.1億円】	農林水産省	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～ (平成28年3月)</p> <p>行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き (平成29年10月)</p> <p>地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～ (平成29年12月初版発行、平成30年6月改訂)</p> <p>地方創生 小さな拠点税制活用本 (平成30年6月)</p>	内閣官房 内閣府	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</p> <p>行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susumekata_all.pdf</p> <p>「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide</p> <p>「小さな拠点税制」について、制度の概要、関係するマニュアルやQ&A集などを整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/effort/support/katsuyobon.pdf</p>
<p>地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト (平成29年3月)</p> <p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル (平成28年3月)</p>	総務省	<p>課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf</p> <p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック (平成25年3月)</p> <p>実践編「小さな拠点」づくりガイドブック (平成27年3月)</p>	国土交通省	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック)。 http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書 (平成27年3月)</p>	農林水産省	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</p>